

平成 28 年 1 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

1 月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第 1 号	八戸市社会教育委員の委嘱について	1
議案第 2 号	八戸市学校給食条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第 3 号	八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第 4 号	八戸市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について	15
議案第 5 号	八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例の制定について	19
議案第 6 号	教育財産の用途廃止について	25
議案第 7 号	八戸市いじめ防止基本方針の策定について	27

議案第 1 号

八戸市社会教育委員の委嘱について
八戸市社会教育委員に別紙の者を委嘱する。

平成28年 1 月26日 提出

八戸市教育委員会

委員長 大 庭 文 武

理 由

八戸市社会教育委員の辞職に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

社会教育法第15条第2項による委員

(学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者)

氏名	所属・職業等
庭 勝也 <small>にわ かつや</small>	公益社団法人八戸青年会議所

任期は、平成28年2月1日から平成28年4月30日までとする。

議案第 2 号

八戸市学校給食条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市学校給食条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

平成28年 1 月26日 提出

八戸市教育委員会

委員長 大 庭 文 武

理 由

南郷地区給食センターを廃止するとともに、当該対象校への学校給食の実施について所要の改正をするためのものである。

議案第 号

八戸市学校給食条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市学校給食条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

南郷地区給食センターを廃止するとともに、当該対象校への学校給食の実施について所要の改正をするためのものである。

八戸市学校給食条例の一部を改正する条例

八戸市学校給食条例（昭和40年八戸市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条の表八戸市立学校南郷地区給食センターの項を削る。

別表八戸市立学校東地区給食センターの項中「八戸市立旭ヶ丘小学校」を

「八戸市立旭ヶ丘小学校

「八戸市立東中学校

八戸市立南郷小学校 に、「八戸市立東中学校」を 八戸市立中沢中学校 に改め、同表

八戸市立島守小学校 」

八戸市立島守中学校」

八戸市立学校南郷地区給食センターの項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○八戸市学校給食条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																		
<p>八戸市学校給食条例</p> <p>昭和40年12月25日条例第37号 平成27年2月6日条例第1号</p> <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、学校給食法(昭和29年法律第160号)に基づく学校給食(以下「学校給食」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学校給食共同調理場の設置)</p> <p>第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき学校給食共同調理場を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八戸市立学校北地区給食センター</td> <td>八戸市石堂三丁目8番6号</td> </tr> <tr> <td>八戸市立学校東地区給食センター</td> <td>八戸市大字大久保字浜長根3番地1</td> </tr> <tr> <td>八戸市立学校西地区給食センター</td> <td>八戸市大字長苗代字幕ノ内10番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(学校給食の実施の対象)</p> <p>第3条 前条の学校給食共同調理場(以下「共同調理場」という。)の学校</p>	名称	位置	八戸市立学校北地区給食センター	八戸市石堂三丁目8番6号	八戸市立学校東地区給食センター	八戸市大字大久保字浜長根3番地1	八戸市立学校西地区給食センター	八戸市大字長苗代字幕ノ内10番地	<p>八戸市学校給食条例</p> <p>昭和40年12月25日条例第37号 平成27年2月6日条例第1号</p> <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、学校給食法(昭和29年法律第160号)に基づく学校給食(以下「学校給食」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学校給食共同調理場の設置)</p> <p>第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき学校給食共同調理場を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八戸市立学校北地区給食センター</td> <td>八戸市石堂三丁目8番6号</td> </tr> <tr> <td>八戸市立学校東地区給食センター</td> <td>八戸市大字大久保字浜長根3番地1</td> </tr> <tr> <td>八戸市立学校西地区給食センター</td> <td>八戸市大字長苗代字幕ノ内10番地</td> </tr> <tr> <td>八戸市立学校南郷地区給食センター</td> <td>八戸市南郷大字市野沢字屋敷添14番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(学校給食の実施の対象)</p> <p>第3条 前条の学校給食共同調理場(以下「共同調理場」という。)の学校</p>	名称	位置	八戸市立学校北地区給食センター	八戸市石堂三丁目8番6号	八戸市立学校東地区給食センター	八戸市大字大久保字浜長根3番地1	八戸市立学校西地区給食センター	八戸市大字長苗代字幕ノ内10番地	八戸市立学校南郷地区給食センター	八戸市南郷大字市野沢字屋敷添14番地2
名称	位置																		
八戸市立学校北地区給食センター	八戸市石堂三丁目8番6号																		
八戸市立学校東地区給食センター	八戸市大字大久保字浜長根3番地1																		
八戸市立学校西地区給食センター	八戸市大字長苗代字幕ノ内10番地																		
名称	位置																		
八戸市立学校北地区給食センター	八戸市石堂三丁目8番6号																		
八戸市立学校東地区給食センター	八戸市大字大久保字浜長根3番地1																		
八戸市立学校西地区給食センター	八戸市大字長苗代字幕ノ内10番地																		
八戸市立学校南郷地区給食センター	八戸市南郷大字市野沢字屋敷添14番地2																		

改正後	改正前								
<p>給食は、別表に掲げる学校の児童及び生徒を対象として実施する。 (給食費)</p> <p>第4条 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者は、八戸市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の定める給食費を納付しなければならない。 (学校給食審議会)</p> <p>第5条 学校給食の運営を適正かつ円滑に行うため、八戸市学校給食審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>2 審議会は、教育委員会の諮問により学校給食の運営について審議し、その結果を教育委員会に答申する。</p> <p>3 審議会は、学識経験者、学校長その他教育関係者及び教育委員会職員のうちから教育委員会が委嘱又は任命した委員をもって組織する。</p> <p>4 前項の委員の定数は、19人以内とする。</p> <p>5 審議会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。 (委任事項)</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、学校給食について必要な事項は、教育委員会が定める。</p> <p>別表(第3条関係)</p>	<p>給食は、別表に掲げる学校の児童及び生徒を対象として実施する。 (給食費)</p> <p>第4条 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者は、八戸市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の定める給食費を納付しなければならない。 (学校給食審議会)</p> <p>第5条 学校給食の運営を適正かつ円滑に行うため、八戸市学校給食審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>2 審議会は、教育委員会の諮問により学校給食の運営について審議し、その結果を教育委員会に答申する。</p> <p>3 審議会は、学識経験者、学校長その他教育関係者及び教育委員会職員のうちから教育委員会が委嘱又は任命した委員をもって組織する。</p> <p>4 前項の委員の定数は、19人以内とする。</p> <p>5 審議会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。 (委任事項)</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、学校給食について必要な事項は、教育委員会が定める。</p> <p>別表(第3条関係)</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 1023 472 1070">区分</th> <th data-bbox="472 1023 1093 1070">学校給食の実施の対象となる学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 1070 472 1422">八戸市立学校北地区給食センター</td> <td data-bbox="472 1070 1093 1422"> 八戸市立城下小学校 八戸市立柏崎小学校 八戸市立小中野小学校 八戸市立江陽小学校 八戸市立下長小学校 八戸市立城北小学校 八戸市立高館小学校 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	学校給食の実施の対象となる学校	八戸市立学校北地区給食センター	八戸市立城下小学校 八戸市立柏崎小学校 八戸市立小中野小学校 八戸市立江陽小学校 八戸市立下長小学校 八戸市立城北小学校 八戸市立高館小学校	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1144 1023 1458 1070">区分</th> <th data-bbox="1458 1023 2078 1070">学校給食の実施の対象となる学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1144 1070 1458 1422">八戸市立学校北地区給食センター</td> <td data-bbox="1458 1070 2078 1422"> 八戸市立城下小学校 八戸市立柏崎小学校 八戸市立小中野小学校 八戸市立江陽小学校 八戸市立下長小学校 八戸市立城北小学校 八戸市立高館小学校 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	学校給食の実施の対象となる学校	八戸市立学校北地区給食センター	八戸市立城下小学校 八戸市立柏崎小学校 八戸市立小中野小学校 八戸市立江陽小学校 八戸市立下長小学校 八戸市立城北小学校 八戸市立高館小学校
区分	学校給食の実施の対象となる学校								
八戸市立学校北地区給食センター	八戸市立城下小学校 八戸市立柏崎小学校 八戸市立小中野小学校 八戸市立江陽小学校 八戸市立下長小学校 八戸市立城北小学校 八戸市立高館小学校								
区分	学校給食の実施の対象となる学校								
八戸市立学校北地区給食センター	八戸市立城下小学校 八戸市立柏崎小学校 八戸市立小中野小学校 八戸市立江陽小学校 八戸市立下長小学校 八戸市立城北小学校 八戸市立高館小学校								

改正後		改正前	
	八戸市立根岸小学校 八戸市立日計ヶ丘小学校 八戸市立桔梗野小学校 八戸市立轟木小学校 八戸市立多賀小学校 八戸市立多賀台小学校 八戸市立第三中学校 八戸市立小中野中学校 八戸市立江陽中学校 八戸市立下長中学校 八戸市立北稜中学校 八戸市立市川中学校		八戸市立根岸小学校 八戸市立日計ヶ丘小学校 八戸市立桔梗野小学校 八戸市立轟木小学校 八戸市立多賀小学校 八戸市立多賀台小学校 八戸市立第三中学校 八戸市立小中野中学校 八戸市立江陽中学校 八戸市立下長中学校 八戸市立北稜中学校 八戸市立市川中学校
八戸市立学校東地区給食センター	八戸市立湊小学校 八戸市立青潮小学校 八戸市立白銀小学校 八戸市立白鷗小学校 八戸市立白銀南小学校 八戸市立町畑小学校 八戸市立美保野小学校 八戸市立鮫小学校 八戸市立種差小学校 八戸市立大久喜小学校 八戸市立金浜小学校 八戸市立新井田小学校	八戸市立学校東地区給食センター	八戸市立湊小学校 八戸市立青潮小学校 八戸市立白銀小学校 八戸市立白鷗小学校 八戸市立白銀南小学校 八戸市立町畑小学校 八戸市立美保野小学校 八戸市立鮫小学校 八戸市立種差小学校 八戸市立大久喜小学校 八戸市立金浜小学校 八戸市立新井田小学校

改正後		改正前	
	八戸市立旭ヶ丘小学校 八戸市立南郷小学校 八戸市立島守小学校 八戸市立湊中学校 八戸市立白銀中学校 八戸市立白銀南中学校 八戸市立鯨中学校 八戸市立南浜中学校 八戸市立大館中学校 八戸市立東中学校 八戸市立中沢中学校 八戸市立島守中学校		八戸市立旭ヶ丘小学校 八戸市立湊中学校 八戸市立白銀中学校 八戸市立白銀南中学校 八戸市立鯨中学校 八戸市立南浜中学校 八戸市立大館中学校 八戸市立東中学校
八戸市立学校西地区給食センター	八戸市立八戸小学校 八戸市立吹上小学校 八戸市立長者小学校 八戸市立函南小学校 八戸市立中居林小学校 八戸市立根城小学校 八戸市立白山台小学校 八戸市立江南小学校 八戸市立田面木小学校 八戸市立是川小学校 八戸市立三条小学校 八戸市立西園小学校 八戸市立明治小学校	八戸市立学校西地区給食センター	八戸市立八戸小学校 八戸市立吹上小学校 八戸市立長者小学校 八戸市立函南小学校 八戸市立中居林小学校 八戸市立根城小学校 八戸市立白山台小学校 八戸市立江南小学校 八戸市立田面木小学校 八戸市立是川小学校 八戸市立三条小学校 八戸市立西園小学校 八戸市立明治小学校 八戸市立豊崎小学校 八戸市立第一中学校 八戸市立第二中学校 八戸市立長者中学校

改正後		改正前	
	八戸市立豊崎小学校 八戸市立第一中学校 八戸市立第二中学校 八戸市立長者中学校 八戸市立根城中学校 八戸市立白山台中学校 八戸市立是川中学校 八戸市立三条中学校 八戸市立明治中学校 八戸市立豊崎中学校		八戸市立根城中学校 八戸市立白山台中学校 八戸市立是川中学校 八戸市立三条中学校 八戸市立明治中学校 八戸市立豊崎中学校
		八戸市立学校南郷地区給 食センター	八戸市立市野沢小学校 八戸市立中野小学校 八戸市立鳩田小学校 八戸市立島守小学校 八戸市立中沢中学校 八戸市立島守中学校
<p align="center"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>			

議案第 3 号

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

平成28年 1 月26日 提出

八戸市教育委員会

委員長 大 庭 文 武

理 由

八戸市いじめ問題専門委員会を設置するためのものである。

議案第 号

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

八戸市いじめ問題専門委員会を設置するためのものである。

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例

八戸市附属機関設置条例（平成25年八戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。
別表の2に八戸市いじめ問題専門委員会の項を設ける。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

○八戸市附属機関設置条例の一部改正 新旧対照表

改正後		改正前	
別表（第2条関係） 2 教育委員会の附属機関		別表（第2条関係） 2 教育委員会の附属機関	
名称	担当する事務	名称	担当する事務
(略)		(略)	
八戸市少年相談センター運営協議会	少年相談センターの運営に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。	八戸市少年相談センター運営協議会	少年相談センターの運営に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。
八戸市いじめ問題専門委員会	いじめ防止対策推進法第14条第3項に規定するいじめの防止等のための対策についての調査審議及び同法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関すること。	八戸市史跡根城跡保存管理計画検討会議	史跡根城跡の保存管理計画に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。
八戸市史跡根城跡保存管理計画検討会議	史跡根城跡の保存管理計画に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。		

議案第 4 号

八戸市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

平成28年 1 月26日 提出

八戸市教育委員会

委員長 大 庭 文 武

理 由

文化財審議委員となることのできる要件について見直しをするためのものである。

議案第 号

八戸市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市文化財保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

文化財審議委員となることができる要件について見直しをするためのものである。

八戸市文化財保護条例の一部を改正する条例

八戸市文化財保護条例（昭和32年八戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。
第6条中「市内在住の」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

八戸市文化財保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(委員の任命)</p> <p>第6条 委員及び臨時文化財審議委員は、学識経験者のうちから委員会が任命する。</p>	<p>(委員の任命)</p> <p>第6条 委員及び臨時文化財審議委員は、<u>市内在住</u>の学識経験者のうちから委員会が任命する。</p>

附 則 (平成28年3月 日八戸市条例第 号)
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

平成28年 1 月26日 提出

八戸市教育委員会

委員長 大 庭 文 武

理 由

史跡是川石器時代遺跡整備検討委員会を設置するためのものである。

議案第 号

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

史跡是川石器時代遺跡保存管理計画策定委員会を廃止し、史跡是川石器時代遺跡整備検討委員会を設置するためのものである。

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例（平成23年八戸市教育委員会規則第10）の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「(史跡是川石器時代遺跡整備検討委員会)」に改め、同条第1項中「保存管理の」を「保存及び活用の」に、「八戸市史跡是川石器時代遺跡保存管理計画策定委員会」を「八戸市史跡是川石器時代遺跡整備検討委員会」に改め、同条第2項中「史跡是川石器時代遺跡保存管理計画の策定」を「史跡是川石器時代遺跡の整備に関する計画の策定及び事業の推進」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「史跡是川石器時代遺跡保存管理計画策定委員会」を「史跡是川石器時代遺跡整備検討委員会」に改める。

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(史跡是川石器時代遺跡整備検討委員会)</u></p> <p>第10条 史跡是川石器時代遺跡の適切な保存及び活用の推進を図るため、八戸市史跡是川石器時代遺跡整備検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、史跡是川石器時代遺跡の整備に関する計画の策定及び事業の推進に関し必要な事項について調査及び検討をし、教育委員会に対して意見を述べるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p><u>(史跡是川石器時代遺跡保存管理計画策定委員会)</u></p> <p>第10条 史跡是川石器時代遺跡の適切な保存管理の推進を図るため、八戸市史跡是川石器時代遺跡保存管理計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、史跡是川石器時代遺跡保存管理計画の策定に関し必要な事項について調査及び検討をし、教育委員会に対して意見を述べるものとする。</p> <p>3 (略)</p>

八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後								改正前									
別表第1 (第2条関係)								別表第1 (第2条関係)									
区分				報酬の額				区分				報酬の額					
(略)								(略)									
史跡是川石器時代遺跡整備検討委員会の委員								史跡是川石器時代遺跡保存管理計画策定委員会の委員									
(略)								(略)									
別表第2 (第2条関係)								別表第2 (第2条関係)									
区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃 (1 キロ メー トル につ き)	宿泊料 (1夜に つき)		旅行 雑費 (1 日 に つ き)	食卓料 (1夜に つき)	区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃 (1 キロ メー トル につ き)	宿泊料 (1夜に つき)		旅行 雑費 (1 日 に つ き)	食卓料 (1夜に つき)
					甲地方	乙地方								甲地方	乙地方		
(略)								(略)									
史跡是川石器時代遺跡整備検討委員会の委員																	
(略)								(略)									
備考 1 宿泊料の欄中、甲地方とは国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)別表第1の備考に規定する甲地方の地域をいい、乙地方とは甲地方の地域以外の地域をいう。								備考 1 宿泊料の欄中、甲地方とは国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)別表第1の備考に規定する甲地方の地域をいい、乙地方とは甲地方の地域以外の地域をいう。									
2 固定宿泊施設に宿泊しない場合は、乙地方に宿泊したものとみなす。								2 固定宿泊施設に宿泊しない場合は、乙地方に宿泊したものとみなす。									

議案第6号

教育財産の用途廃止について
教育財産を別紙のとおり用途廃止する。

平成28年1月26日 提出

八戸市教育委員会

委員長 大庭文武

理 由

八戸市立根岸小学校の用地の一部の用途変更に伴い、用地の一部を用途廃止するものである。

別 紙

(1) 当該教育財産の所在地

八戸市八太郎四丁目247

(2) 用途廃止する地番及び面積

247-1（予定地番） 72.20㎡

247-2（予定地番） 49.69㎡

247 （ 合 計 ） 121.89㎡

(3) 用途廃止の理由

隣接する買受希望者（2名）に当該用地を売払いするため、教育財産を用途廃止するものである。

(4) 用途廃止後の処理

当該普通財産を分筆登記し、売払事務を進めるものである。

議案第7号

八戸市いじめ防止基本方針の策定について
八戸市いじめ防止基本方針を別紙のとおり策定する。

平成28年1月26日 提出

八戸市教育委員会
委員長 大庭文武

理 由

八戸市のいじめ防止等のための対策を推進するためのものである。